

鎌倉市内にある建物（住宅）が

火災に遭われた場合のごみの処理について

鎌倉市内の戸建住宅又は集合住宅において、火災により発生した家財、生活用品及木材等の残火物のごみは、クリーンセンターに持込み処理することができます。また、被災された方が申請することで、ごみ処理手数料の免除を受けることができます。

ごみ処理手数料の免除は、ごみを処理する前に申請が必要となりますので、免除申請のうえ、免除の決定を受けてから、クリーンセンターに搬入してください。

1. クリーンセンターに搬入することができる「ごみ」

| | |
|--------------------------------|---|
| (1) 燃え残りの家財等生活用品 | 鎌倉市の『資源物とごみの分け方・出し方』のとおり 分別してください。 (クリーンセンター内での分別作業はできません。) |
| (2) 一般住宅の廃木材等の残火物 | 長さ 30 cm以内、太さ 25 cm以内にしてください。 (木材は前処理が必要です。) |
| (3) 灰 (上記の(1)又は(2)が燃え尽きたもの) | 「燃やすごみ」として、透明・半透明の袋に入れてください。 |

クリーンセンターに搬入できる方は、被災した本人(家族を含む)又は鎌倉市から一般廃棄物収集運搬の許可を受けている事業者に限ります。

火災に遭った建物を解体業者が解体することにより出た解体廃棄物は、建物の用途にかかわらず産業廃棄物になるため、市に搬入できません。

店舗等併用住宅は、住宅部分のみの家財等の生活用品及び住宅部分の廃木材等の残火物が搬入できます(店舗等部分のごみは搬入できません)。

なお、店舗、事務所等の場合は、事業系ごみとなり「燃やすごみ」のみ有料で搬入できます。

2. クリーンセンターに搬入することができないもの

次に掲げるものは搬入することはできません。産業廃棄物処理業者等の専門業者に処理を依頼してください(詳細は、鎌倉市の『資源物とごみの分け方・出し方』の「市で収集できないもの」を参照してください)。

| | |
|---------------------------------------|---|
| 解体業者や建築業者などの工事等により発生したもの | |
| 特定家庭用機器 | テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンやパソコン機器 |
| 処理困難物 | コンクリート類、瓦、外壁材・断熱材・石膏ボード・スレート材などの建物廃材、泥、土、石、砂、レンガ、ブロック、自動車、オートバイ、バッテリー、温水器、スプリングマットレス、石油タンク(90ℓ以上)、ドラム缶(200ℓ以上)、サーフボード類、農薬、化学薬品、タイヤ、プロパンガスボンベ、耐火金庫、消火器(中身の入っているもの)など |
| 分別されていないもの、灰と混ざったもの、土砂と混ざったもの、熱で溶けたもの | |
| その他、市では処理できないもの | |

搬入にあたっての注意事項

- (1) 免除申請に対する決定を受けた後、クリーンセンターに搬入日を予約してください。(事前予約制)
- (2) 搬入車両は、2トン車以下としてください。
- (3) 施設係員の指示する場所へ、搬入者が手おろししてください。1人で手おろしできない場合には、複数人で搬入してください。
- (4) 免除申請に対する決定を受けたことで、全てのごみを搬入できるものではありません。
- (5) 必ず、鎌倉市『資源物とごみの分け方・出し方』のとおり分別すること。分別されていない場合は、搬入をお断りします。(施設内での分別作業はできません。)
- (6) 鎌倉市指定収集袋を使用する必要はありません。透明・半透明の袋に分別して入れてください。(フレキシブルコンテナバック等に入れての搬入はできません。)
- (7) クリーンセンター計量窓口では、必ず免除の決定を受けたごみの搬入であることを申し出てください。
- (8) 免除の決定を受けたごみの搬入が終了したときは、その旨をクリーンセンター計量窓口申し出てください。
- (9) リ災部分以外の改修改築工事のための解体材及び廃木材は、免除対象外であり、搬入できません。
- (10) リ災とは関係のないごみは、搬入することはできません。

【お問い合わせ先】

鎌倉市 環境センター

- ◎ 電話番号：0467-53-8321
- ◎ 受付時間：8:15～17:00 (月～金曜日(祝日含む))
- ◎ 搬入受入時間(事前予約制) ※年末年始を除く
 - ・月～金曜日(祝日含む) 8:30～11:30、13:00～16:00
 - ・土曜日(祝日含む) 8:30～11:30 ※搬入受入のみ